

女川町災害危険区域に関する条例施行規則

平成24年9月18日 女川町規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、女川町災害危険区域に関する条例（平成24年女川町条例第49号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(災害危険区域)

第2条 条例第2条第1項の「津波による浸水等が予測され、危険の著しい区域」とは、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第46条の規定に基づいて定める復興整備計画を基に、既往最大津波（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による津波をいう。以下同じ。）を想定した浸水区域とする。

(災害危険区域の指定等の告示)

第3条 条例第2条第2項による告示は、次に掲げる事項を掲示して行うものとする。

- (1) 条例第2条第1項の規定により町長が指定する区域
- (2) 条例第2条第2項の規定による告示に関する図書の縦覧場所
(建築の禁止又は制限)

第4条 条例第3条第1項に規定する住居の用に供する建築物とは、専用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿及び住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものをいう。

(津波災害に対し安全な構造)

第5条 条例第3条第1項ただし書きに規定する津波災害に対し安全な構造とは、次の各号に該当するものとする。

- (1) 住居の用に供する部分の床面が予想津波水位（既往最大津波を想定した水位をいう。以下同じ。）より高いもの
- (2) 避難上必要な部分の床面が予想津波水位に相当する階に2を加えた階以上の高さにあるもの
- (3) 予想津波水位以下にある主要構造部（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5項の規定で定めるものをいう。）が、鉄筋コンクリート又は鉄骨等の耐水性の構造であるもの
- (4) 東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針（平成23年11月17日国

住指第2570号) に適合すると構造診断者が認め、津波に対する構造基準適合証明書(様式)の交付を受けたもの

- 2 条例第3条第2項に規定する津波災害に対し安全な構造として規則で定めるものは、居室(入所し、又は通う者の使用するものに限る。)の床面が予想津波水位より高いもので、かつ、前項第2号から第4号に該当するものとする。
- 3 第1項第4号の規定による構造診断者とは、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する一級建築士とする。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式（第5条関係）

津波に対する構造基準適合証明書

申請者	氏名	
	住所	
建築場所		
建築物の構造		
予想浸水深		

上記による建築物が「津波に対し構造耐力上安全な建築物の追加的知見について（技術的助言）」（平成23年11月17日国住指2570号）に規定する東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針に適合することを証明します。

平成 年 月 日

証明者	氏名	Ⓔ
	住所	
	電話番号	
一級 建築士	登録年月日 登録番号	
建築士 事務所	事務所名	
	登録年月日 登録番号	
	所在地	
	電話番号	